

# 仕 様 書

## 1. 契約件名

産業廃棄物収集運搬処分業務

## 2. 契約期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間とする。

## 3. 収集場所

千葉市美浜区若葉2丁目11番地

放送大学学園（以下、「本学園」という。）内の指定場所

## 4. 収集業務の時間

9時00分から17時45分までの間で双方協議のうえ決めるものとする。

5. 見込廃棄量（H25,26実績）	ペットボトル	58.1 m <sup>3</sup>
	廃テープ	56.3 m <sup>3</sup>
	廃棄備品類・混合廃棄物等	152.3 m <sup>3</sup>

## 6. 処分予定品目

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、がれき類、紙くず

## 7. 業務の方法

産業廃棄物の収集は、発注者の依頼に基づき請負者が行うものとする。

請負者は、業務の実施にあたっては、誠意をもって行うものとし、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」に所定の事項を記入のうえ、搬出するものとする。

## 8. 損害賠償

請負者は、請負者の責めに帰すべき事由により、本学園及びその職員に損害を与えたときは、その損害の金額を賠償するものとする。

請負者は、天災・地変・暴動等不可抗力による場合の損害又は本学園の建造物・物品自体の瑕疵に起因する損害については、賠償の責めを免れるものとする。

## 9. その他

本件請負業務に従事する要員（以下「要員」という。）の配置に関し、請負者は業務の遂行に支障のないようにしなければならない。

請負者は、要員の業務規律の維持等に関し一切の責任を負うものとし、発注者が適当でないと認めた要員については、請負者に交換を求めることができるものとする。

請負者は、要員の安全衛生を確保するため、関係法令に基づく安全衛生対策を請負者の責任において十分に講じなければならない。

請負者は、契約期間終了後、本学園の求める様式により、種別ごとの収集実績を提出しなければならない。

本仕様書に明記されていないことであっても、業務上当然必要とされる事項については、これを実施するものとする。

その他契約に必要な事項については、本学園職員が指示するものとする。